



八重瀬町諮問第 2 号

平成 25 年 3 月 21 日

八重瀬町公共事業評価監視委員会
委員長 殿

八重瀬町長 比屋根 方次



八重瀬町公共事業評価の実施について〈諮問〉

本町が実施中の下記公共事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、別紙調書に基づき審議していただきたく八重瀬町公共事業評価監視委員会設置条例第 2 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

審議対象事業

- (1) 伊覇土地地区画整理事業
- (2) 西部プラザ公園整備事業
- (3) 長田門原公園整備事業

諮問理由

上記事業 (1)・(2) については、再評価実施後 5 カ年を経過しているため、八重瀬町公共事業再評価実施要綱第 2 第 1 号に基づき、再々評価行う必要がある

また、(3) については、事業採択後 10 年間を経過しているため、八重瀬町公共事業評価実施要綱第 2 第 2 号に基づき再評価を行う必要がある。